

平成27年（行ウ）第16号
怠る事実の違法確認等請求事件
原告 光城 敏雄 外4名
被告 大 東 市 長

平成30年1月26日

最終準備書面

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2ハ丙係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士 俵 正 市



(主任) 弁 護 士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告は証拠調べの結果を踏まえ、主張整理案の争点に関し、以下のとおり最終の弁論を準備する。

記

1 争点①②③について

- (1) 原告らは、富田建設ほか2社による入札談合は、直接証拠がなくても、入札の状況、入札参加者の状況、面識の有無等から推認されると主張する。しかし、事後審査型制限付一般競争入札は国や地方公共団体において採用されている一般的なものであって、原告の根拠とする入札参加資格における総合評定値も当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する業者の経営状況、業務遂行能力等を総合考慮して設定したものであって、一般的なもので不合理なものとはいえず、また予定価格と同額あるいは

それを上回る入札価格も東日本大震災の影響による人件費、資材価格の高騰などにより、入札が不調、不落になる事態が他の地方公共団体等においても発生していた状況にあったことからすれば、本件入札は特段不自然ではなく、原告らの本件入札が談合によるものと推認できるとの主張は失当である。

- (2) また、原告らは、本件入札は「大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱」（乙28。以下、本件要綱）第8条の「入札者が3者に満たない場合は、入札の執行を中止するものとする」との規定に反し実施されたもので、談合のあらわれであり、競争性が担保されていない、つまり、富田建設のみが有効に入札しているので、実質的には1社のみ入札である旨主張する。しかし、本件入札において、大東市契約規則（乙29）及び本件要綱に規定する入札手続に適切に則って、本件入札に参加した入札者は3者であって、競争性は担保されているから、本件要綱第8条の中止要件に該当せず、また、入札談合疑惑の情報も寄せられていなかったことからすれば、本件入札を中止する理由が存在せず、よって本件入札を中止しなかったことは談合あるいは東坂ら職員の加担によるものと推認することができるとの原告らの主張は失当である。
- (3) 更に原告らは、被告が近時の建設入札に関し予定価格が実態にそぐわないとしてあげた堺市や門真市の例について、後者は予定価格を超える金額で入札されたか不明であるとか、前者は入札の結果、2社のうち1社が予定価格を超えたため1社となり、入札そのものが不調になったので、本件入札と事案が異なる旨主張する。しかし、上記(1)で指摘したように予定価格と同額あるいはそれを上回る入札価格は本件入札時には特段不自然なものではなく、同主張は失当である（乙18の26頁、補助参加人準備書面（1）2項参照）。

2 争点④⑤について

- (1) 原告らは、大東市は本件入札日に既存不適格部分への遡及適用が避けられないことを知っていたのであるから過失がある旨主張し、その根拠として、①平成26年5月23日に日確検に提出した建築確認申請（甲26）には本件変更工事部分が含まれていること、②平成26年7月9日開催の未来づくり委員会における濱本街づくり部長が「増改築部分と

今回の既存不適格が一本の建築確認で申請しております。」（乙22の23頁）と発言していることをあげる。しかし、①については、甲26に添付された図面は、被告が日確検に対し（建綜研を介して）平成26年5月23日に提出した際のものではなく、その後において、さらに継続して日確検と協議をする中で、遡及適用の範囲に関し日確検の指摘等について受け入れをしたため、図面については種々差替えを繰り返した後、確定した最終図面、つまり確認済証が交付された際の最終図面（既存不適格部分BからEを含むもの。）であり、このことは最終図面を添付した建築確認申請書に平成26年7月24日付「受付済」の押印がなされていることから裏付けられる。また、②についても濱本部長発言の真意は、平成26年5月23日の建築確認申請にあたっては、市民会館の増改築部分と既存不適格部分の「敷地を一体として設定」する必要があることを説明しようとしたもので、増改築部分と既存不適格部分の建築確認申請に係る「設計の内容」についての説明をしたものではない。このことから大東市（建築営繕課）は本件入札日に既存不適格部分への遡及適用が避けられないことを知っていたとの主張は失当であるし、さらに累説しているように、遡及適用があるかも知れないということを建築営繕課の入江が知ったのは建綜研から報告を受けた平成26年5月26日であり、契約課が本件変更工事の存在を知ったのは、建築営繕課から報告を受けた6月23日である。

- (2) 原告らは、建築確認申請書の作成には数日を要するので、大東市（建築営繕課）は遅くとも建築確認申請書を提出した平成26年5月23日の前日である本件入札日には既存不適格部分に遡及適用されることが避けられない事態となっていることを知っていたとも主張する。しかし、上記(1)のとおり遡及適用があるかも知れないということを建築営繕課の入江が知ったのは建綜研から報告を受けた平成26年5月26日であり、契約課が本件変更工事の存在を知ったのは、建築営繕課から報告を受けた6月23日であり、原告らが主張するように本件入札日に遡及適用が避けられないと知っていた訳でない。
- (3) 原告らは、平成26年3月下旬、大阪府建築主事から遡及適用の指摘を受けていたのであるから、本件変更契約（追加工事）を含む新しい工

事内容の見積もりを算出すべきであるにも拘わらず、本件原契約のみを競争入札とした行為は違法である旨主張する。しかし、平成26年3月時点では事前協議の段階であり、建綜研から平成26年4月21日に提出を受けた図面は遡及適用が反映されたものでなかったことからすれば、原告らの主張は失当である。蓋し、確認協議の中で次年度以降に別途工事をすること等で遡及適用を必ずしもしないで済むケースもあり、遡及適用は絶対的なものではないからである(現に本件の場合、A部分は遡及適用外となっている)。

- (4) また、原告らは平成26年6月23日には新たに金7236万円の追加工事が発生することを認識していたにも拘わらず、東坂らは、追加工事の存在及び同工事代金の増額を秘して本件原契約の締結に関し適正な審議を妨害し、平成26年6月25日議会の議決を得たことは、大東市の「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」(甲24)第2条に違反する不法行為である旨主張する。しかし、平成26年6月25日の議決の議案は適法な入札に基づき締結された仮契約について本契約として効力を生じさせるためのものであるから、この議案の審議に当たっては、入札が執行された後に判明した追加工事、つまり変更契約に関しては説明する必要がなかったために説明していないだけであって(変更契約に関しては、その後平成26年7月8日に開催された特別議会で議決を経ている)、故意又は過失により審議を妨害したのではない。

以上